

宮崎県小社研会則

宮崎県小学校教育研究会社会科部会

- 第1条 本会は、宮崎県小学校教育研究会社会科部会と称し、本会の事務局を原則として会長在任校に置く。
- 第2条 本会は、宮崎県下の各学校に在職する社会科担当、及び広く本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 第3条 本会は、社会科教育に関する研究を行って、その向上を図るとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、その目的を達成するため、次の活動をする。
- 1 社会科教育に関する共同研究
 - 2 社会科教育に関する講習会、研究会等の開催
 - 3 機関誌、研究成果の資料、その他の発行
 - 4 他の研究団体との連絡調整
- 第5条 本会は、本部役員として、次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、事務局長1名、常任理事若干名、会計監査2名
- 第6条 本会は、県内各地区ごとに支部を置くことができる。
- 第7条 本会は、各地区ごとに理事1名を置き、その地区で選出できる。
- 第8条 本会は、顧問、参与を置くことができる。
- 第9条 会長、副会長、会計監査は、理事会において選出する。
副会長は、前回県大会関係地区会長と次回県大会関係地区会長が行う。
事務局長、常任理事は、会長がこれを委嘱する。
- 第10条 本会は原則として理事会を年3回開く。
- 第11条 会長は会を代表し、会務を司る。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
事務局長は、会長、副会長を補佐し、事務処理する。
会計監査は、年度末に、会計を監査する。
- 第12条 本会の任期は1年とし、ただし、再選は妨げない。
- 第13条 本会の経費は、会費、補助費、その他の事業益金をもってあて、その会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。
- 第14条 本会の会則変更は理事会で行う。
- 第15条 本会の会則は、昭和38年11月5日から実施する。

平成18年6月2日一部改正